

## 第4章 施策の展開

# 1 農業の生産振興及び高付加価値化

基幹産業としての能力の向上を目指し、営農技術の向上や施設の維持・増強を進めるとともに、松本産農作物の高付加価値化の推進によって、産地間競争で優位となるブランド力を養い、地域の特性に応じた持続可能な農業を推進します。

### 1 - 1 農作物の振興

本市農業の根幹である農作物の生産振興を推進します。

#### 【現状】

本市の水田農業は、技術改良と生産者の努力により、高い1等米比率を誇るとともに、麦・大豆などの品目を組み合わせた効率的な生産が行われています。

米の生産数量目標の配分と米の直接支払交付金は、平成29年度（2017年度）で終了しましたが、本市では、引き続き国・県の方針を踏まえた需要に見合った「米の適正生産」を推進します。

園芸作物は、農業者の高い技術力と農業関係団体の先駆的な取組みにより、野菜、果樹、花きなど数多くの品目が生産されています。

- 本市で栽培されている「信州の伝統野菜」は、「松本一本ねぎ」の他、中山間地域で栽培されている希少野菜の「保平蕪」「稲核菜」などがあります。

#### ポイント

認定農業者等への水田利用集積を進め、低コスト・省力化による効率的な経営を確立し、需要に即した計画的な生産・流通対策が求められています。

産地の維持発展のため、担い手の確保や農業経営を支える取組みを進める必要があります。

- 高付加価値化を推進するため、信州の伝統野菜を中心としたブランド化の取組みが必要です。

#### 【課題】

水田農業（米・麦・大豆・そば等）

- ・ 国の制度を活用した農家の所得安定化
- ・ 認定農業者等を通じた生産効率の向上
- ・ 需要に即した計画的な生産・流通対策

園芸作物（野菜・果樹・花き）

- ・ 的確な需要の把握とオリジナル品種などを通じた競争力の向上

特産品（伝統野菜）

- ・ 栽培者の高齢化に伴う栽培面積、生産量の減少
- ・ 認知度が低い

## 【施策の方向】

国・県の方針を踏まえた米の適正生産と支援措置を活用した戦略作物（麦、大豆、飼料作物、新規需要米等）、地域振興作物（野菜等）の生産性向上

野菜・果樹・花きの産地形成・基盤強化

- ブランド化による認知度向上

## 【施策】

水田や地域の特性に即した生産振興

- ・ 水田や市街地、中山間地域等、地域特性に即した作物の振興や技術の普及
- ・ 地域に根付いた伝統野菜栽培の伝承を推進  
担い手を中心とした水田農業の経営基盤の確立・強化
- ・ 担い手への水田の利用集積、経営所得安定対策等制度への加入を促進
- ・ 米と麦、大豆、そば等との複合経営、低コスト・省力化  
戦略的品目を核とした園芸産地の構築
- ・ 長野県オリジナル品種など市場性の高い有望品種の導入
- ・ 加工・業務用に適した品目の導入  
持続性の高い安定した生産体制の確立
- ・ ICTを活用したスマート農業の普及、推進
- ・ 収入保険や共済制度の加入促進  
特産品の生産振興と消費拡大
- ・ 栽培指導、作付け奨励による生産量の維持及び拡大
- ・ 「食材の安全性」についての調査研究の実施

## 【期待される効果】

競争力のある効率的な経営を実現

認定農業者 などの効率的な経営体を中心とした水田農業の体質強化

強い競争力を持った園芸産地への再構築

- 魅力ある特産品の確立・発信による、松本産農産物のブランド化

## 【指標・目標値】

指 標	実 績	目 標
米の生産数量目安値	17,576 t (H28)	17,350 t (H32)
りんご新わい化栽培 面積	42 ha (H28)	65 ha (H32)
信州の伝統野菜 栽培面積	248 a (H28)	348 a (H32)

## 【目標に向けた主な取組み】

- ・ 経営所得安定対策等推進事業
- ・ 強い農業づくり交付金事業
- ・ 果樹経営者支援事業
- ・ 果樹共済加入促進対策事業
- ・ 農畜産物ブランド化推進事業
- ・ 農畜産物生産出荷安定対策事業
- ・ 産地パワーアップ事業
- ・ りんご産地再生モデル事業
- ・ 収入保険制度加入促進
- ・ ICTを活用した経営改善の促進

## 1 - 2 畜 産

畜産経営の高付加価値化と松本の畜産を守り育てることを推進します。

### 【現状】

本市の畜産は、肉用牛、乳用牛、豚、鶏等の飼育がされており、採卵鶏及びブロイラーは県内でも高いシェアを占めています。

飼養農家の高齢化や輸入自由化などから、肉牛の出荷頭数はここ数年で減少し続けるなど畜産経営は厳しい状況が続いていますが、国の事業を活用した施設整備などの経営基盤強化を進めています。

### ポイント

担い手の高齢化や輸入自由化等による価格競合などから、一層の経営合理化と付加価値販売が求められています。

輸入飼料の価格高騰から飼料用米、稲ホールクロップサイレージ等、水田を活用した自給飼料の増産が求められています。

家畜伝染病の発生に対して、防疫措置を行う県との連携した対応が求められています。

安全な畜産物の生産を推進し、畜産農家の経営安定と消費者が求める畜産物の安定供給を図る必要があります。

### 【課題】

畜産経営の安定化

- ・ 担い手の高齢化対策、経営基盤強化
- ・ 水田を活用した自給飼料の増産
- 消費者が求める畜産物の安定供給
- 家畜伝染病発生時の対応
- ・ 県と連携した防疫措置の実施

## 【施策の方向】

畜産業の持続と地域特性を生かした畜産の安定経営

## 【施策】

畜産農家の収益向上支援

- ・ 公共牧場等の有効活用
- ・ 自給飼料の生産拡大
- ・ 経営規模拡大

高付加価値畜産物生産の推進

- ・ 優れた遺伝的能力を持つ家畜を導入
- ・ 評価の高い実績を有する畜産農家の技術を広く普及
- ・ 松本畜産物のブランド化

家畜伝染病防疫対策

- ・ 家畜伝染病発生時における県と連携した迅速な対応
- ・ 松本市家畜伝染病防疫マニュアルに基づく庁内体制整備

## 【期待される効果】

畜産業の安定経営と持続

松本の畜産物の流通促進

## 【指標・目標値】

指 標	実 績	目 標
上位等級（A 4 以上）肉牛の出荷頭数	6 3 8 頭（H28）	6 4 0 頭（H32）

## 【目標に向けた主な取組み】

- ・ 高品質畜産物生産基盤確立支援事業
- ・ 農畜産物生産出荷安定対策事業
- ・ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
- ・ 家畜伝染病防疫対策

## 1 - 3 環境農業

生態系の機能を活用する資源循環型農業の再生を図ります。

### 【現状】

生産性や品質の向上、低コスト化には、化学肥料や化学合成農薬等の使用は必要ですが、過剰施肥による土壌成分のバランス悪化や環境への負荷が懸念されています。

農業元来の生態系の機能を活用する資源循環型の「環境にやさしい農業」が注目されています。

### ポイント

消費者の「食の安全安心」や「環境」に対する関心が高まる中、環境への負荷を軽減した農産物の生産による持続可能な農業の推進が求められており、環境にやさしい農業の面的拡大とレベルアップを推進しています。

農業の持続的発展と、農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るため、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、農業が本来有する自然環境機能を維持・増進することが必要です。

### 【課題】

環境保全能力を活かした農業の促進  
更なる資源循環への取組み

### 【施策の方向】

農地が保有する多面的機能を維持・保全  
環境負荷軽減・資源循環型農業の推進

### 【施策】

環境にやさしい農業の推進

- ・ 堆肥等有機物の施用による土づくり
  - ・ 土壌分析に基づく適正な施肥
  - ・ 総合的な病虫害防除の実施
  - ・ 国の環境保全型農業直接支援対策 の加入を推進
- 資源循環型農業の推進
- ・ 堆肥や食品残さ等の活用
  - ・ 自然環境の保全に資する農業の生産方式の検討

### 【期待される効果】

環境と調和した農業生産活動普及  
農業生産物の有効活用

### 【指標・目標値】

指 標	実 績	目 標
エコファーマー の認定数	3 4 0 人 (H28)	3 6 0 人 (H32)

### 【目標に向けた主な取組み】

- ・ 環境保全型農業推進事業
- ・ 環境保全型農業直接支払事業（環境保全型農業直接支援対策）
- ・ 環境にやさしい農業推進事業
- ・ 四賀有機センター運営

## 1 - 4 6次産業化の推進

農畜産物を新たな産業や需要の創出につなげるため、6次産業化を推進します。

### 【現状】

農業を基幹産業として維持・発展させるために、平成25年度(2013年度)から6次産業化を支援する制度を創設し、農業分野を超えた2次産業・3次産業等との連携・融合による高付加価値化、ブランド化を推進しています。

しかしながら、農業者だけで6次産業化に取り組むことは、条件的に厳しいといった声もあります。

他方、本市は、食料品製造業の集積率が高く、製造品出荷額も情報通信機械器具製造業に次いで大きいといった特徴があります。

### 【課題】

本市の強みを生かす調整機能

消費者から強い反響のある商品の開発、ブランド化

### 【施策の方向】

本市にある資源を最大限に生かした異業種連携、コーディネート強化  
強い反響が生まれる商品の開発、ブランド化への支援

### 【施策】

- 商工業等との異業種連携、コーディネートの仕掛けづくり
- ・ 農業者自らが加工、販売等へ主体的に進出するための支援
  - ・ 強みを生かした異業種連携、コーディネート  
農産加工による高付加価値化の推進
  - ・ 総合化事業計画認定制度、松本市6次産業化支援事業等による各種支援措置
  - ・ 強い反響が期待できる事業の採択と評価検証の実施  
ブランド化による高付加価値化の推進
  - ・ 地域食材、特産品に注目した農畜産物のブランド化
  - ・ 食や食文化に注目した誘客コンテンツの開発（ガストロノミーリズム）

### 【期待される効果】

地元農畜産物を核とした新たな産業、需要の創出  
商品開発、ブランド化による高付加価値化と松本産食材のイメージの向上

### 【指標・目標値】

指 標	実 績	目 標
6次産業化支援事業（商品開発）採択件数	11件（H28）	20件（H32）
奈川産食材・特産品によるブランド化に向けた 新商品開発件数（累計）	4件（H28）	6件（H32）

### 【目標に向けた主な取組み】

- ・ 農林業産学官連携事業
- ・ 6次産業化支援事業（商品開発等）
- ・ 奈川産食材ブランド化推進事業
- ・ 特産品ブランド化推進事業



## 2 担い手及び組織・人材の育成

農林業の原動力は、人材と組織の力です。高齢化や地域特性などを踏まえ、多様な人材が意欲的に農林業の営みにかかわり、組織として効率良く、地域農業の振興を目指した人材と組織の育成を図る施策を展開します。

### 2 - 1 担い手農業経営者の育成

地域をリードする、優れた経営意識を持った経営者の育成と確保を図ります。

#### 【現状】

担い手の高齢化や農業後継者 不足が慢性化しています。

平成5年（1993年）に国の施策として、効率的・安定的な経営を営む優れた農業経営体 を育成するための「認定農業者 」制度が創設されました。

本市では、平成6年（1994年）に松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（以下「基本構想」という。）を策定し、この基本構想の経営指標に基づいて、経営改善計画の指導を実施しながら、認定農業者 の育成に努めてきました。

平成28年（2016年）の本市認定農業者 数は長野県内第1位です。

#### ポイント

近年では、高齢を理由に認定農業者 の再認定を求めない農業者が増加しています。農業の維持・発展のためには担い手農業経営者の確保が必要不可欠です。

地域農業を守るため、地域をリードする資質や優れた経営意識を持った「プロの農業経営者」育成が望まれています。

#### 【課題】

地域農業をけん引する優れた担い手農家の育成と確保

- ・ 効率的かつ安定的な経営を営む農業経営体 の育成  
経営改善計画への支援と認定農業者 の確保  
担い手農家の経営意欲の持続
- ・ 高齢化農家の後継者（親元就農者等）の確保
- ・ 地域の営農リーダーとなる農業後継者 、新規就農者の育成

### 【施策の方向】

意欲ある農業者（認定農業者）の育成・支援  
地域営農リーダーの育成・支援

- 親元就農者の育成確保

### 【施策】

松本新興塾 による地域営農リーダーの育成  
農業経営改善計画作成支援

- ・ 松本市農業支援センターとの連携による指導、助言  
認定農業者 制度の積極的PR  
認定農業者 数の推移

年度	個別経営体
H25(2013)	450
H26(2014)	485
H27(2015)	505
H28(2016)	491

### 【期待される効果】

経済情勢に対応できる地域営農リーダーの確保  
農業者の営農意欲、経営意欲の増進

### 【指標・目標値】

指標	実績	目標
認定農業者の認定経営体数(組織経営体を含む。)	491経営体 (H28)	530経営体 (H32)
松本地域営農リーダー育成塾(松本新興塾)修了者延べ人数	168人(H28)	201人(H32)

### 【目標に向けた主な取組み】

- ・ 認定農業者の認定
- ・ 松本地域営農リーダー育成塾(松本新興塾)
- ・ 地域中核的農業者等育成事業(農業士会)
- ・ 農業後継者組織育成強化事業(サラダクラブ、梓川農業青年会議)
- ・ 親元就農者支援制度の検討

## 2 - 2 多様な人材の確保

営農の立場から、地域農業・農村の発展を継続的に支える施策を進めます。

### 【現状】

担い手農家を早急に確保することは困難な状況にあるため、新規就農者（I J U ターン者）、定年帰農者、女性農業者、プラチナ世代等、年齢、性別、経験にとらわれず、幅広く多様な人材にその役割を求め、様々な対策事業に取り組んでいます。

農村地域の相互扶助によって支えられている、営農過程で生じる一時的な労働力不足については、これまで補完確保がされてきましたが、農業従事者の減少や高齢化の進行によって、集落内での解決が困難になっている状況です。

### ポイント

市内に就農する意欲のある者に3カ年の実践研修・生活支援金支給・営農機械の無償貸与を行い、担い手農家の育成のため新規就農者育成対策事業を実施しています。

- 女性農業者がその意欲と能力を十分発揮できる環境づくりのため、経営や技術を学ぶ講座の開催や家族経営協定の締結を推進しています。
- 熟年者の生きがい対策と補完的農業従事者の育成のため、松本熟年農業大学を実施しています。

### 【課題】

新規就農者の確保  
女性農業者の育成  
補完労働力の確保  
熟年農業者の育成

## 【施策の方向】

新規就農者の確保と育成

女性農業者や営農基盤がある農家子弟、定年帰農者 の育成

## 【施策】

新規就農者育成対策の推進

首都圏での就農移住相談会への積極的出展

多様な担い手農家や補完労働力人材確保の推進

- ・ 定年帰農者 、女性農業者等の育成
- ・ 松本熟年農業大学、女性農業者育成活動推進
- ・ 家族経営協定 の締結推進

## 【期待される効果】

将来の農業の担い手となる人材の確保

地域農業を支える意欲ある人材の確保

## 【指標・目標値】

指 標	実 績	目 標
新規就農者数（再掲 P 3 9 ）	4 1 人 (H28)	5 2 人 (H32)
首都圏での就農移住相談会への積極的出展	3 回 (H28)	1 0 回 (H32)

## 【目標に向けた主な取組み】

- ・ 農業者育成事業（就農・移住相談会）
- ・ 新規就農者育成対策事業（I・J・Uターン就農者の育成、確保）
- ・ 次世代農業人材投資資金の活用
- ・ 女性農業者の経営参画を支援
- ・ 農村女性活動推進事業
- ・ 新たな女性農業者グループの育成支援
- ・ 家族経営協定 の推進
- ・ 農業労働力補完支援事業（アグリサポート事業）
- ・ 松本熟年農業大学（プラチナ世代 の帰農と農業参入の促進）

## 2 - 3 地域営農システムの推進

多様な人材の営農活動を、持続可能な地域農業へ結び付けるよう努めます。

### 【現状】

農地の集積及び集落営農の組織化・法人化については、各地区の立地条件等により、それぞれ異なる状況が見受けられます。

- 水田地帯においては、大規模な担い手農家への農地集積は進んでいるが、経営の効率化のための集約化がなかなか進まない状況です。集落営農についても一部を除き、組織化・法人化が進んでいません。
- 園芸地帯又は作目が混在する地域では、農地の集積さえ難しく、集落営農もほとんど進んでいない状況です。
- 担い手が不足する中山間地域等では、集落営農の取組みはあるものの、複合化等による経営の安定化に苦慮している実情にあります。

### ポイント

農業者の高齢化等により営農の継続や継承が困難な地域では、集落営農組織の育成及び組織への農地の利用集積を促進し、地域農業の持続的発展を図る必要があります。

- 中山間地域では土地利用の低下や遊休農地の更なる拡大が懸念される状況から、集落営農の役割と必要性は一層高まっています。
- 既存の集落営農組織については、法人化計画に基づく法人化を推進するとともに、人・農地プランの検討を通じて組織の方向性を明確化することが必要です。

### 【課題】

#### 集落営農の組織化

- ・ 集落営農を推進するリーダーが不在
- ・ 共同利用、経理の一元化等の合意形成
- ・ オペレーターの確保

#### 集落営農組織の経営改善・法人化

- ・ 生産資材等の共同購入・機械の効率的利用等、生産コストの削減
- ・ 農地の集積・集約化
- ・ 農産加工・販売等、経営の複合化
- ・ 組織内での世代交代の不安

### 【施策の方向】

農業法人設立及び集落営農組織 の育成・支援  
農地の集積、集約化の推進

- 農地の適正利用と保全

### 【施策】

合意形成活動の展開と多様な人材の確保

- ・ 集落営農組織 の育成支援  
「人・農地プラン 」に基づく効率的な農地利用計画の展開
- ・ 利用権設定 、農地中間管理事業等による農地の流動化を推進  
農業法人設立の支援

### 【期待される効果】

集落営農組織 の効率性向上と個人の営農意欲の向上  
担い手農家等への農地を集積

### 【指標・目標値】

指 標	実 績	目 標
集落営農組織 数	2 6 組織 (H28)	2 6 組織 (H32)
農業法人(かつ認定農業者 )数	3 5 法人 (H28)	4 5 法人 (H32)

### 【目標に向けた主な取組み】

- ・ 集落営農組織 の育成(地域の実情に応じた法人設立支援)
- ・ 人・農地プラン 策定・見直し支援
- ・ 農地中間管理事業
- ・ 機構集積協力金事業
- ・ 農業経営力向上支援事業

## 2 - 4 経営支援

農業機械等整備費の助成や労働力支援により担い手農家の育成・確保に努めます。

### 【現状】

担い手農家の育成・確保のため、経営規模の拡大や農業経営の省力化・効率化を図る際に必要な農業機械・施設等の整備費の助成及び労働力支援が求められています。

将来の担い手農家を育成・確保するには、営農初期で経営基盤の脆弱な新規就農者の経営意欲を増進できるような経営支援措置が求められています。

### ポイント

農業経営の開始や改善を目的として実施する農業機械及び農業用施設の整備に要する経費に対して補助する「新規就農者支援事業」を実施しています。

- 農業経営の規模拡大や、効率的かつ安定的経営を進めようとする認定農業者が行う農業機械及び生産施設等の整備に要する経費に対して補助する「未来を担う農業経営者支援事業」を実施しています。
- りんごの摘果作業等の農作業が集中する時期に、労働力が不足している農家に対して、農業支援者を紹介する「農業労働力補完支援事業（アグリサポート事業）」を実施しています。
- 農業経営基盤強化資金、農業近代化資金など各種制度資金の活用にあたって、利子補給を行っています。
- 担い手の高齢化と減少が進む農業分野と、障害者や高齢者等の働く場の確保を求める福祉分野の連携が注目され、その取組みが期待されています。

### 【課題】

営農初期投資等への支援

経営規模拡大や農業経営省力化・効率化への支援

一時的な労働力不足への支援

農福連携事業の制度化

## 【施策の方向】

新規就農者の育成支援、設備支援  
認定農業者 の設備支援、経営規模拡大支援  
経営基盤のある定年帰農者 ・ 農家子弟支援

## 【施策】

新規就農者支援

- ・ 農業機械及び農業用施設の整備に要する経費に対して補助  
( 1 / 2 以内 上限 5 0 万円 )
- ・ 4 5 歳未満新規就農者へ農業次世代人材投資資金 ( 経営開始型 ) を支給  
( 年間 1 5 0 万円 5 年間 )

認定農業者 支援

- ・ 農業機械及び生産施設等の整備に要する経費に対して補助  
( 1 / 3 以内 上限 2 0 0 万円 )
- ・ 経営規模拡大奨励金 の優遇措置  
農業労働力補完支援事業 ( アグリサポート事業 )
- ・ 農業支援者を紹介、農作業体験・農家との交流の場を提供  
制度資金の利用に係る利子補給
- ・ 農業経営基盤強化資金、農業近代化資金など各種制度資金の活用

## 【期待される効果】

担い手農家や新規就農者の営農意欲の維持・増進と負担軽減

## 【指標・目標値】

指 標	実 績	目 標
新規就農者数	4 1 人 ( H28 )	5 2 人 ( H32 )
4 5 歳未満の新規就農者の確保( H20 以降の就農者 )	2 6 人 ( H28 )	4 2 人 ( H32 )

## 【目標に向けた主な取組み】

- ・ 未来を担う農業経営者支援事業
- ・ アグリサポート事業
- ・ 農業次世代人材投資事業
- ・ 各種制度資金の利子補給
- ・ 定年帰農者 支援制度の検討
- ・ 新規就農者支援事業
- ・ 経営体育成支援事業
- ・ 農業者年金加入促進
- ・ 土地利用型経営規模拡大奨励金 事業
- ・ 農福連携制度の検討



## 2 - 5 林業就業者の育成

林業の維持と森林の多面的な機能維持のために、担い手の確保に努めます。

### 【現状】

産業としての維持と森林の持つ多面的な機能を維持するため、林業の担い手の確保が求められています。

### ポイント

国産材価格の低迷は、林業経営の意欲の低下を招いています。

労働条件が厳しいことから林業従事者の確保が困難となっています。

国の森林・林業再生プランにおいて、施業の集約化、森林経営計画の作成が必要になるため、森林施業プランナー の育成、確保が必要です。

### 【課題】

林業従事者の確保

- ・ 労働条件の改善、雇用の安定化、事業量の確保
- 森林施業プランナー の育成、確保

## 【施策の方向】

森林組合等林業事業体 との連携・協力  
林業体験、里山体験学習を活用した林業の魅力発信

## 【施策】

林業労働者の育成・確保

- ・ 森林組合等林業事業体 を中心に、経営基盤強化や就労条件改善などによる総合的な林業労働者の育成・確保の支援
- ・ 事業量の安定的確保による雇用の安定化、労働条件の向上  
多様な人材の育成・確保
- ・ 森林・林業や林業事業体 に関する情報提供
- ・ 各種林業補助施策の活用
- ・ 森林・林業グループと連携した林業体験学習等の実施支援  
新規林業就業者の確保・定着
- ・ 県や（一財）長野県林業労働財団が実施する事業の活用  
森林施業プランナー の育成支援

## 【期待される効果】

林業労働者、林業後継者の育成・確保  
魅力ある林業事業体制の確立

## 【指標・目標値】

指 標	実 績	目 標
森林施業プランナー の人数	2 人 (H28)	3 人 (H32)

## 【目標に向けた主な取組み】

- ・ 長野県や（一財）長野県林業労働財団及び森林組合等林業事業体 との連携、協力
- ・ 森林・林業グループが行う森林・林業体験学習への協力

## 3 農業生産基盤の整備

農地、用排水施設及び農道・ため池等の整備による安定的な生産及び自然災害等の被害防止のための施策を展開します。

### 3 - 1 農業用排水施設整備

農業用排水施設の維持と機能性の向上により、農地の高度利用を図ります。

#### 【現状】

本市は、周囲の山々を源流とした多くの河川があり、その水は、平野部を中心に水稲やその他農作物栽培のための農業用水として利用されています。

農業用排水施設は、農業生産機能を支える基盤として重要であり、その施設の維持と機能性の向上は、安定した農業生産を支え、農地の高度利用のために必要不可欠な存在です。

#### ポイント

水田への用排水施設や畑地のかんがい施設は、設置から年数が経過して老朽化が進み、補修だけでは施設の機能回復は困難となり、改修を要する箇所が増えています。

用排水施設の改修が実施されていない農地は、生産機能が低下して農業生産にかかる労力負担が増大し、これが農家の営農意欲の減退につながり、その結果、耕作放棄地の増加を招くことが危惧されます。

#### 【課題】

施設の老朽化

農地生産機能の低下に起因する営農意欲減退による耕作放棄地の増加

### 【施策の方向】

用排水施設改修の必要性調査と改修計画策定  
土地改良事業による計画的な施設改修

### 【施策】

市内各地区 18 団体（16 土地改良区・2 組合）に対する意向調査の実施  
改修計画策定

- ・ 受益者と協議し施設改修計画を策定  
改修事業の効率的な推進

### 【期待される効果】

効率的な営農と生産性の向上  
自然災害に強い生産基盤の整備

### 【指標・目標値】

指 標	実 績	目 標
施設改修の調査と計画策定 する団体数	18 団体へ調査を実施 (H28)	18 団体の調査完了と改修計 画の策定 (H32)
改修事業を実施する地区数	3 地区 (H28) (四ヶ堰、和田堰、梓川右岸)	7 地区 (H32) (四ヶ堰、和田堰、梓川右岸、 新村堰、波田堰、鎖川、二区堰)

### 【目標に向けた主な取組み】

- ・ 土地改良施設維持管理適正化事業
- ・ 国営造成施設管理体制整備促進事業
- ・ 県営土地改良事業
- ・ 団体営土地改良事業

### 3 - 2 農道整備

農業経営を効率的に行うためには、老朽化してきた農道の整備が必要です。

#### 【現状】

農道は、農業生産を支える上で基本となる重要な基盤です。

ほ場整備事業で整備した農道は、開設から年数が経過してきたため、老朽化が進んでいます。

#### ポイント

土地改良事業による農道の整備により、通作条件の改善、安全確保及び大型機械の使用が可能となるなど、地域農業の持続的発展や農村の総合的な振興が図られてきました。

しかし、施設の老朽化の進行や交通量の増加などによって、補修が必要となる箇所が増加してきたため、農道の長寿命化を図って適正に管理できるよう、老朽化し破損した施設の補修が必要です。

#### 【課題】

通作条件の改善と安全確保

補修箇所の増加

**【施策の方向】**

農道の調査と改修計画の策定

農道の定期的な補修

**【施策】**

市内各地区 18 団体（16 土地改良区・2 組合）に対する意向調査

改修計画策定（施設補修、拡幅改良）

- ・ 受益者と協議し、施設改修計画を策定

効率的な事業推進

**【期待される効果】**

効率的な営農と生産性の向上

**【指標・目標値】**

指 標	実 績	目 標
施設改良等の調査・計画を策定する団体数	18 団体へ調査を依頼 (H28)	18 団体調査完了・改修計画の策定 (H32)
農道の開設・拡幅をする地区数	3 地区 (H28)	3 地区完了 (H32)
農道の補修箇所	17 力所 (H28)	40 力所 (H32)

**【目標に向けた主な取組み】**

- ・ 市単独耕地事業
- ・ 各団体の施設改修計画の策定を支援
- ・ 土地改良事業による農道整備

### 3 - 3 土地基盤整備

農作業を省力化して農作物を安定生産することにより、生産性の向上を目指します。

#### 【現状】

- 担い手農家へ農地を集積して効率的な利用を図り、農作業の省力化と農作物の生産性を向上させるためには、土地の基盤整備が必要です。

現在、新規の土地基盤整備事業は計画されていませんが、集落単位では、土地基盤整備を望む声もあります。

土地改良事業によって整備された施設の老朽化と地域の担い手農家の高齢化が、生産意欲低下の原因になっています。

#### ポイント

昭和45年度（1970年度）から実施してきた県営ほ場整備事業と団体営土地改良事業等により、これまで、農地の基盤整備を進めてきた結果、市内のほ場整備はほぼ終了しました。

その結果、土地利用型経営農家の育成が進み、農業経営の安定化につながりました。

しかしながら、近年、老朽化した水利施設からの漏水や農道の損傷が、農産物の生産や出荷の支障となっています。

#### 【課題】

施設の老朽化

小規模な生産基盤整備

### 【施策の方向】

施設調査と改修計画の策定  
土地改良事業による計画的な施設改修

### 【施策】

- 市内各地区 18 団体（16 土地改良区・2 組合）に対する意向調査  
改修計画策定（施設補修、拡幅改良）
- ・ 受益者と協議し施設の改修計画を策定  
効率的な事業推進

### 【期待される効果】

効率的な農地利用と生産性の向上  
生産意欲の向上と持続的かつ効率的な農業経営

### 【指標・目標値】

指 標	実 績	目 標
調査・計画策定する団体数	18 団体へ調査を依頼 (H28)	18 団体調査完了・改修計画策定完了 (H32)
事業を実施する地区数	5 地区 (H28) (下原、中下原平林、北耕地、古池原、笹賀南部)	7 地区 (H32) (下原、中下原平林、野口古池原、北耕地、入山辺、中信右岸)

### 【目標に向けた主な取組み】

- ・ 基盤整備計画策定のための各団体への支援
- ・ 土地改良事業による基盤整備



### 3 - 4 ため池整備

農地の生産機能を維持し、災害に強い施設の整備を推進します。

#### 【現状】

ため池は、農業用水に恵まれない地域の貴重な水利資源です。

農家の高齢化と減少が進む中で、施設管理費の軽減と災害に強い施設となるための整備が必要です。

#### ポイント

本市には、104カ所のため池があります。

平成23年度（2011年度）に市内全箇所のため池の安全性を調査し、現況を把握しました。

本市では、地震によるため池の決壊等により周辺住民の生活環境や営農環境に影響を与えることのないよう、災害に強い施設となるための整備を進める必要があります。

#### 【課題】

安定した農業用水の確保

防災面から災害に強い施設となるよう整備

**【施策の方向】**

計画的な耐震補強工事の実施  
 受益者と住民との合意形成

**【施策】**

耐震調査の実施  
 改修計画の策定  
 効率的な事業の推進

**【期待される効果】**

地域農業の継続  
 地域住民の安全確保

**【指標・目標値】**

指 標	実 績	目 標
耐震調査の実施箇所数 (重点ため池)	9 池 (H28) (美鈴湖、番場池、田溝池、 中 池、六助池、神沢池、 千鹿頭池、生妻池、並柳上池)	9 池完了 (H32)
整備実施計画策定箇所数	4 池 (H28) (北々条池、金原池 清水池、正妻池)	5 池 (H32) (番場池、中池、神沢池、 田溝池、福部池)
改修の実施箇所数	1 池 (H28) (正妻池)	5 池 (H32) (番場池、中池、神沢池、 田溝池、福部池)

**【目標に向けた主な取組み】**

- ・ ため池管理者への支援
- ・ 土地改良事業によるため池整備
- ・ 県営農村地域防災減災事業

### 3 - 5 農地防災の整備

自然災害による農業施設の被害を最小限に抑えるため、各種対策を進めます。

#### 【現状】

農業のみならず市民生活に影響を及ぼさないよう、農業施設の自然災害による被害の発生を未然に防止するための対策が求められています。

災害に強い生産基盤施設の整備や、人的な危機管理体制の強化を図っていく必要があります。

#### ポイント

近年、多発している集中的な豪雨の影響で、農地畦畔（けいはん）の崩壊、取水施設の土砂堆積及び用排水路の溢水（いっすい）といった災害が発生しています。

災害の多くが用排水に起因しており、地形的要因により、中山間地域が災害発生の中心となっています。

災害は農業生産機能の低下はもちろん、復旧費用も重なることが農家にとって大きな負担となります。

豪雨だけでなく、地震によって引き起こされる用排水施設の災害発生も想定されます。

#### 【課題】

豪雨による農地畦畔の崩壊、取水施設の土砂堆積及び用排水路溢水  
地震による災害発生の防止

**【施策の方向】**

防災意識の向上と避難情報の整備

**【施策】**

自然災害によるため池の減災対策  
生産基盤施設整備のための計画を策定

**【期待される効果】**

農業生産基盤の維持  
地域住民の安全確保

**【指標・目標値】**

指 標	実 績	目 標
避難情報等のマニュアルを整備	-	ため池ハザードマップ作製 10池完了 (H32)
事業を実施する地区数	2地区 (H28) ( 笹賀南部・波田堰 )	2地区完了 (H32)

**【目標に向けた主な取組み】**

- ・ ワークショップの開催
- ・ 被害想定区域の把握
- ・ 避難情報の整備
- ・ 土地改良事業による施設整備

## 4 農地の保全及び集積・集約

農地の多面的機能が発揮され、農業の生産基盤として利活用が図られるよう、農地の維持及び優良農地を保全するための施策を展開します。

### 4 - 1 遊休荒廃農地 対策

農地の多面的な機能の復元や地域の計画的な土地利用を推進します。

#### 【現状】

遊休荒廃農地 は、その生産機能を失うばかりか、病虫害の発生等、周辺農地への影響はもちろん、生活環境を悪化させる要因となります。

市と農業委員会では、毎年連携して農地法に基づく利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査を実施するとともに、この調査で把握した遊休荒廃農地の解消に向けた活動を行っています。

遊休荒廃農地 の解消は、農業の営みによって発揮される多面的な機能の復元や、地域の計画的な土地利用を推進するもので、農地の再活用につなげる重要な活動です。

#### ポイント

土地所有者等に対する意向確認を踏まえた上、各種事業の活用によって、遊休荒廃農地 の発生防止と解消に向けた取組みを推進しています。

耕作の継続が困難な土地所有者等については、本人の了承に基づき、市ホームページに農地の情報を掲載し、売買や貸借など利用の促進を図っています。

本市では、平成17年度(2005年度)から松本市遊休荒廃農地 対策事業により、荒廃農地の有効活用を希望する農業者、団体等に対し補助金を交付し、遊休荒廃農地 の解消に取り組み、平成21年度(2009年度)からは、国の耕作放棄地 再生利用緊急対策事業を活用し、遊休荒廃農地 を再生する取組みを推進してきました。今後は発生防止策としての取組みを重点的に展開し、遊休荒廃化した農地については国の荒廃農地等利活用促進事業による取組みを推進しながら、地域の担い手へ優良農地を受け渡す仕組みづくりを進めます。

再生利用が困難と見込まれる農地については非農地判断を行うことにより、「保全すべき農地」の範囲の明確化を図ります。

#### 【課題】

地域における今後の農地利用意向の把握

地域担い手の育成

遊休荒廃農地 化前に地域担い手への農地集積

遊休荒廃農地 解消

## 【施策の方向】

補助金による地域担い手対策促進  
農地の貸借の促進

## 【施策】

農地所有者等への指導の推進

- ・ 農地パトロール、利用状況調査、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査実施
- ・ 市ホームページ掲載等による農地の貸借又は売買の促進
- 遊休農地の解消及び新規参入の促進を目的とする別段面積の設定
- ・ 一筆から農地を取得することができる例外区域の指定
- 地域担い手の育成を目的とする支援事業（未来を担う農業経営者支援事業）の推進
- 遊休荒廃農地 対策事業（市単独事業）の推進
- ・ 遊休荒廃農地 の再生に要する経費に対し補助金を交付  
（補助金額 10アール当たり 23千円～70千円）
- 荒廃農地等利活用促進事業（国庫補助）の上乗せ補助による支援
- ・ 再生作業に対する国の交付金へ、市による上乗せ補助の実施を継続
- 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地における農地除外の推進
- ・ 山林化が著しい農地に対し非農地判断の実施

## 【期待される効果】

地域農業の把握と農地の適正な管理

遊休荒廃農地 発生防止、抑制

再生作業（障害物除去・深起・整地・土づくり等）経費負担軽減

## 【指標・目標値】

指 標	実 績	目 標
再生利用が可能な荒廃農地面積 <sup>注1</sup>	49.6 ha (H28)	29.8 ha (H32)
遊休農地の所有者への指導、意向確認	毎年利用状況調査結果に基づき実施 (H28)	毎年利用状況調査結果に基づき実施 (H32)

<sup>注1</sup> 農地パトロール等で農地として再生の必要のある農地面積

## 【目標に向けた主な取組み】

- ・ 未来を担う農業経営者支援事業
- ・ 遊休荒廃農地 対策事業
- ・ 中山間地域等直接支払事業 による遊休荒廃農地 発生の未然防止の推進
- ・ 営農意欲の維持のための野生鳥獣被害防止対策
- ・ 農地法の的確な運用

## 4 - 2 農地流動化の推進

農地の流動化を推進し、遊休荒廃化防止に努めます。

### 【現状】

農地の貸借（農地流動化）の推進は、借り手である担い手農家等の規模拡大や経営改善推進のための重要な施策です。

耕作や維持管理が困難になった農地の遊休荒廃化を未然防止する施策としての取り組みでもあり、農地の保全の立場からも農地流動化の推進が必要です。

### ポイント

国は、昭和55年（1980年）に農用地利用増進法（現農業経営基盤強化促進法）を制定しました。これは、農地の集積（貸借）を進め、担い手農家の育成・確保と、農地の有効活用を進めるとともに、耕作放棄地の未然防止に対応する施策です。

平成元年（1989年）には、市単独事業として土地利用型農業経営規模拡大奨励金制度を開始し、農地流動化の更なる推進を図ってきました。

しかしながら、今後も経営規模縮小や離農意向の農家が増えていく状況で、遊休荒廃化を未然に防止する必要があります。

### 【課題】

担い手農家への農地集積、集約化の促進  
農地の遊休荒廃化未然防止

### 【施策の方向】

認定農業者 の経営規模拡大  
認定農業者 への農地集積、集約化の推進

### 【施策】

- 土地利用型経営規模拡大奨励金 制度の推進
- ・ 認定農業者 に対する優遇措置継続
  - ・ 人・農地プラン における機構集積協力金の活用
  - ・ 「経営転換協力金」や「耕作者集積協力金」「地域集積協力金」制度

### 【期待される効果】

耕作放棄地 の未然防止  
担い手農家の育成・確保  
農地の流動化の促進

### 【指標・目標値】

指 標	実 績	目 標
担い手への農地集積率	25.06% (H28)	35.14% (H32)

### 【目標に向けた主な取組み】

- ・ 農用地高度利用流動化事業（土地利用型経営規模拡大奨励金）
- ・ 農地銀行活動促進事業（農地流動化推進事業）
- ・ 農地中間管理事業
- ・ 機構集積協力金事業



## 4 - 3 農地パトロール

農地パトロールを行い、農地の適正な管理に努めます。

### 【現状】

農業委員会では、農地の適正管理を図るため、随時農地パトロールを実施しています。

市と農業委員会が連携して、農地法第30条第1項による利用状況調査及び国の調査要領に基づく荒廃農地の発生・解消状況に関する調査を、年1回実施しています。

### ポイント

農地パトロールは、農地の違反転用防止対策や遊休荒廃農地の把握等を目的に、農業委員及び農地利用最適化推進委員が経常活動として実施します。

農地パトロールとは別に、毎年7月～8月に、国の指導に基づく利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査を、地区ごと一体的に実施しています。

調査により、遊休荒廃農地の確認及び再生利用が可能か否かの判定を行うとともに、その結果を農地台帳に反映しています。

再生利用が可能と判断された遊休荒廃農地の所有者等には、利用意向調査を実施し、その結果について、地区ごとに農業委員等関係者による検討を行い、遊休荒廃農地対策へとつなげています。

### 【課題】

農地の違反転用発生防止対策

遊休荒廃農地 対策の基礎となる正確な農地情報の把握

### 【施策の方向】

農地パトロールの継続による違反転用事案の未然防止  
調査精度向上への取組み

### 【施策】

農地パトロールの実施

- ・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員による違反転用農地等の確認と是正指導(随時)

利用状況調査、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の実施と調査結果に基づく指導(年1回)

- ・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員による遊休農地の状況把握
- ・ 再生利用可能な荒廃農地と再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の仕分け
- ・ 再生利用可能な荒廃農地の所有者等に対する利用意向調査の実施

### 【期待される効果】

違反転用の解消と農地の適正な利用の増進  
的確な調査とその結果に基づく遊休荒廃農地 対策の推進

### 【指標・目標値】

指 標	実 績	目 標
農地パトロールの実施	農業委員等の経常活動として随時実施 (H28)	農業委員、農地利用最適化推進委員の経常活動として随時実施 (H32)
利用状況調査の実施	7月～8月に市内全地区実施 (H28)	7月～8月に市内全地区実施 (H32)
荒廃農地の発生・解消に関する調査の実施	利用状況調査に合わせ市内全地区実施 (H28)	利用状況調査に合わせ市内全地区実施 (H32)

### 【目標に向けた主な取組み】

- ・ 農地法の的確な運用
- ・ 調査実施要領に基づく計画的な調査の実施
- ・ 調査者対象の研修会開催

#### 4 - 4 優良農地の確保

農地の農地以外への転用を制限し、優良農地の保全に努めます。

##### 【現状】

農地は、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）に基づき保全されています。

高齢化などを理由に耕作を止めてしまう農家が増加するとともに、農地転用計画が多様化しているため、農地法の厳正かつ慎重な許可審査が求められています。

農地（農振法に基づき指定された農用地区域を含む。）には、耕作放棄によって山林化が進み、農業生産機能の回復が不可能となった土地が増加しています。

##### ポイント

農地法により、農地を農地以外のものにすることを規制しています。

農振法により、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域（農用地区域）を定め、農地以外の目的で使用したい場合には、農用地区域からの除外（農振除外）をする必要があり、農地の無秩序な開発を制限しています。

今後、優良農地を確保していくためには、遊休荒廃化を防ぐとともに、農地以外の目的への転用を引き続き制限していくことが必要となります。

##### 【課題】

法に基づく適正な優良農地保全

耕作放棄による山林原野化した農地の扱い

### 【施策の方向】

農地法及び農振法の的確な運用による優良農地の維持・保全

### 【施策】

農地法と農振法の的確な運用の推進

- ・ 貴重な資源である優良農地を確保  
松本農業振興地域整備計画 の総合見直しの実施
- ・ 関連した土地利用計画との整合

### 【期待される効果】

現況に沿った優良農地の確保

他計画との整合ある農業振興地域整備計画

### 【指標・目標値】

指 標	実 績	目 標
農振農用地面積	7,525 ha (H28)	7,519 ha (H32)
松本農業振興地域整備計画 の総合見直しの実施	見直し事務の完了 (H28)	見直し事務の実施 (H32)

### 【目標に向けた主な取組み】

- ・ 農地法及び農振法の的確な運用
- ・ 松本農業振興地域整備計画 の推進

## 4 - 5 農村地域の共同活動

農地の機能や景観を保全し次世代へ継承していくための支援を進めます。

### 【現状】

農地や農業用水などの機能や景観を保全し、良好な状態で次世代へ継承していくため、農家を始め地域住民全体がその保全活動に取り組むことができる支援を講じています。

中山間地域においては、生産条件面等に関する不利な条件を補正するための措置を共同取組により実施し、地域の農業を基幹産業として守るとともに、水源のかん養、農村景観の形成、ゆとりと安らぎの場の提供などの多面的機能の維持を図っています。

### ポイント

農業・農村の有する良好な景観の形成には、地域全体の共同活動による適切な保全管理が重要な要素となっています。

ほ場整備による農業生産基盤施設は、老朽化により補修を要する箇所が増加しており、維持管理や長寿命化を図るため、補修などの作業を地域共同参画型で推進しています。

- 集落農業者の高齢化や担い手不足により、遊休農地が更に増加することを踏まえ、集落農業者や担い手農家への農地集積を推進する必要があります。

### 【課題】

農地や農業生産基盤施設の保全管理

- ・ 農家の高齢化、農業生産基盤施設の老朽化による農山村地域での活力低下  
中山間地域の保全管理体制の維持

**【施策の方向】**

多面的機能支払交付金事業の継続  
中山間地域等直接支払事業 の継続

**【施策】**

- 地元住民共同活動の指導と支援
- ・ 多面的機能支払交付金事業  
農地の機能維持共同活動の支援
  - ・ 中山間地域等直接支払事業

**【期待される効果】**

農村資源の保全と景観形成  
農地の機能維持と保全

**【指標・目標値】**

指 標	実 績	目 標
住民共同活動による保全管理取組面積	3 , 4 4 9 ha (H28)	4 , 3 9 7 ha (H32)

**【目標に向けた主な取組み】**

- ・ 活動団体への支援
- ・ 多面的機能支払交付金事業
- ・ 中山間地域等直接支払事業

## 5 地産地消、消費拡大及び食育の推進

消費者の期待と信頼が寄せられる産地の確立を目指し、松本産農畜産物の更なる品質向上、消費拡大、高付加価値化を進めるとともに、新鮮で安全な食の確保と地域の活性化、食文化の伝承等の観点から地産地消と食育を推進し、経済の好循環を生み出す農業を育みます。

### 5 - 1 農畜産物マーケティングの推進

農畜産物の品質向上と高付加価値化を図り、農畜産物のマーケティングを推進します。

#### 【現状】

本市は、多品目を産出する農畜産物の総合供給産地ですが、市としてどういった品目がどの時期にどれだけ産出され、どこで消費されているのか等の情報の収集と分析が不十分です。

農畜産物の価格低迷と海外を含む産地間競争の中で、松本産の農畜産物を選ばれる産地となるためには、他産地と差別化できるアピールポイントが必要です。

市内には「信州の伝統野菜」に選定されている松本一本ねぎや希少野菜など特徴的な野菜が栽培されていますが、生産量、流通等の課題があります。また、市内でも認知度が低い品目もあります。

直売所における他産地との交流販売や大消費地での消費宣伝活動等を継続的な取引につなげる仕掛けについても考える必要があります。

#### 【課題】

マーケティングを進める上で必要となる情報の収集と分析  
選ばれる産地、品目となるためのアピールポイントづくり  
継続的な取引につなげるマーケティング

### 【施策の方向】

データに基づくマーケティング戦略づくり  
選ばれる産地となるためのブランド化の推進  
松本にある特徴的な野菜の認知度向上と活用の推進  
継続的取引に結び付ける販路の開拓

### 【施策】

農畜産物マーケティング戦略の策定  
「栄養成分、機能の見える化」による産地ブランド化  
G I（地理的表示）取得等による希少作物のブランド化  
大消費地における消費宣伝活動  
直売所や農業協同組合間の農産物相互交流販売の推進  
大消費地における販路開拓

### 【期待される効果】

松本ブランドの確立と認知度向上  
他産地との差別化による松本産農畜産物の高付加価値化と消費拡大

### 【指標・目標値】

指 標	実 績	目 標
野菜の機能性等新たなブランド販売を行う店舗数	0 店舗 (H28)	1 0 店舗 (H32)
大消費地における直販店舗数	2 0 店舗 (H28)	2 5 店舗 (H32)

### 【目標に向けた主な取組み】

- ・ ブランド化推進事業（「栄養成分、機能の見える化」、G I（地理的表示）取得支援等）
- ・ 奈川産食材ブランド化推進事業
- ・ 特産品ブランド化推進事業
- ・ 消費宣伝事業



## 5 - 2 地産地消

新鮮で安心・安全な食の確保、健康な食生活の実現、地域農業の保全と活性化等を図るため、地場農畜産物の地産地消を推進します。

### 【現状】

地産地消は、生産者との顔の見える関係や交流を生み出すことから、消費する市民にとっては新鮮で安心・安全な食材の入手や地域に適合する健康的な食生活の維持・向上に、生産する市民にとっては安定的な農業所得確保、営農意欲の刺激等に寄与し、農地の遊休荒廃化、捨て作り の防止、地域食文化の継承等、地域農業、ひいては地域を守り、活性化させる社会的効果も期待できるものです。

本市では、このような多面的機能を有する地産地消を推進するため、松本市地産地消推進計画 を策定し、地産地消懇談会、地場農産物フェア、旬のカレンダー等の様々な施策に取り組んでいます。

こうした取組みによって、地元産の農産物を積極的に購入している市民が増える等の効果が出ています。その一方で、20代ではその割合が低い傾向にあり、農産物の購入先で市民が最も利用するスーパーマーケットでは依然として地産地消が進んでいない等の現状もあります。

### 【課題】

- 生産者、消費者双方にとって魅力を感じる地産地消推進の仕掛けづくり
- 地産地消意識の低い若年層への対応
- 地産地消の進まないスーパーマーケットへの対応

## 【施策の方向】

関係機関との連携した地産地消推進事業の実施

地産地消を更に進めるための消費者施策（特にユース層 向けのもの）

地産地消を更に進めるための実需者 施策（特にスーパーマーケット）

## 【施策】

松本市地産地消推進計画 に基づく事業の推進

- ・ 地産地消懇談会、地産地消推進会議、地場農産物フェア、旬のカレンダー作成等  
消費者向け地産地消推進施策
- ・ 学校給食を通じた地産地消の推進
- ・ 地産地消を進めるための情報発信と啓発、体験型事業の実施
- ・ 直売所等を活用した需要喚起策  
実需者 向け地産地消推進施策
- ・ 地産地消推進の店の登録 拡大と事業連携
- ・ スーパーマーケットへの働き掛け

## 【期待される効果】

新鮮で安心・安全な地元農畜産物の流通・消費量の拡大、食や農への関心の高まり  
による地域農業の活性化

地元農畜産物の消費による地域に適合する健康的な食生活の実現

生産者の安定的な農業所得の確保と営農意欲の向上

地域の農地の保全や地域食文化の継承

## 【指標・目標値】

指 標	実 績	目 標
地元産の農産物を積極的に購入している市民の割合	74.0% (H28)	80.0% (H32)
地産地消推進の店登録 件数	113件 (H28)	140件 (H32)

## 【目標に向けた主な取組み】

- ・ 松本市地産地消推進計画 の推進
- ・ 地産地消・食育推進事業
- ・ 松本農林業まつり
- ・ 地産地消推進の店登録制度
- ・ 直売所等施設整備事業

### 5 - 3 食育の推進

食や農に対する関心を高め、食を通じた健康づくりを進めるため、食育を推進します。

#### 【現状】

少子高齢化や共働きの増加など社会構造の変化や生活スタイルの多様化により、食を取り巻く環境が大きく変化し、本市でも孤食や生活習慣病の増加、高齢者の低栄養等の課題が生じています。こうした課題に対応するため、国においては、平成17年（2005年）に食育基本法が、平成18年（2006年）に食育推進基本計画が施行・策定され、本市でも平成19年（2007年）に松本市食育推進計画が策定され、現在、第3期の計画期間に入っています。

農業分野では、地元の農畜産物がどういった時期にどのように栽培され、また、加工されるのか実体験を通して知ってもらい、関心を高めることを目的に、子どもたちを中心とした農作業体験、加工体験等を農業関係団体と連携し実施しています。

また、毎月19日を「家族団らん手づくり料理を楽しむ日」として、小学校を中心に啓発活動に取り組んでいます。

この結果、食育に関心を持つ市民の割合、栄養バランス等に配慮した食を選んでいる市民の割合は増加傾向にあります。その一方で、ユース層の食育や食生活に対する関心の低下傾向が見受けられ、このことが、地産地消の推進や将来的な健康寿命延伸を進める上での不安材料といえます。

#### 【課題】

若年層の食や農への関心を高める仕掛けづくり

食や農への関心の高まりを、次のステップにつなげる仕掛けづくり

### 【施策の方向】

食や農に関心を高める食育推進事業の実施  
受入側、対象者等のすそ野を広げる施策展開の検討

### 【施策】

松本市食育推進計画 の推進  
地産地消・食育推進事業

- ・ 子どもを中心とした農作業体験、加工体験等
- ・ 受入側、対象者等のすそ野を広げる事業展開  
「家族団らん手づくり料理を楽しむ日」推進事業
- ・ 小学校児童への地元産農産物配付、レシピ作成、料理講習会等の普及活動  
体験型事業から地産地消や市民農園の参加、就農等の行動につなげる仕掛けづくり

### 【期待される効果】

食や農の大切さへの理解の浸透による市民行動の変化  
地元産農畜産物の消費拡大  
食を通じた健康づくりの進展

### 【指標・目標値】

指 標	実 績	目 標
食育に関心を持っている人の割合	78.4% (H29)	90.0% (H32)
農業・加工体験を経験した園児・児童数(延べ人数)	7,996人 (H28)	8,000人 (H32)
家族団らん手づくり料理を楽しむ日を知っている人の割合	小学5年生69.6% 一 般18.3% (H29)	小学5年生80.0% 一 般40.0% (H32)

### 【目標に向けた主な取組み】

- ・ 第3期松本市食育推進計画 「すこやか食プランまつもと」の推進
- ・ 地産地消・食育推進事業
- ・ 「家族団らん手づくり料理を楽しむ日」推進事業

## 5 - 4 農畜産物輸出促進

安全でおいしいという強みを生かし、農業者の生産意欲向上と高付加価値化、所得の増加を図るため、海外市場開拓、輸出支援に努めます。

### 【現状】

人口減少社会を迎え、農畜産物の国内市場が縮小傾向の中で、市内、県外に次ぐ新たな販路として、海外市場が注目されています。国は、農林水産物・食品の輸出額を、平成32年（2020年）までに1兆円水準とすることを目標に輸出戦略を進めています。

平成28年（2016年）の農林水産物等の輸出額は、7,502億円で、アジアが74パーセントを占め、輸出先国・地域で見ると、1位香港、2位米国、3位台湾、4位中国、5位韓国となっています。水産物が上位品目を占める中で、台湾を中心に野菜・果実等の需要が伸びており、価格が高くても安全でおいしい日本の農産物が注目されています。

海外輸出には、輸送コスト、検疫などのリスクもあることから、海外輸出に取り組む市内事業者は、りんご、コメ等を扱うごく一部の事業者に留まっています。

### 【課題】

将来の国内市場縮小を見据えた海外市場の開拓

輸出コスト、検疫などのリスクや消費宣伝方法等に対する情報提供と支援

**【施策の方向】**

海外市場の開拓に挑戦する事業者への支援と成功例のモデル化  
多くの事業者が海外輸出を選択肢の1つに考えられる情報提供と環境づくり

**【施策】**

海外への販路拡大に取り組む事業者の支援（6次産業化支援事業）  
海外輸出に係る情報収集と提供  
観光との連携  
・ 海外における観光宣伝会における松本の農畜産物のPR

**【期待される効果】**

農畜産物の新たな販路の開拓  
農業者の生産意欲の向上と所得増加

**【指標・目標値】**

指 標	実 績	目 標
農産物・食品輸出量	39 t (H28)	60 t (H32)

**【目標に向けた主な取組み】**

- ・ 6次産業化支援事業（販路開拓）
- ・ 長野県農産物等輸出促進協議会への参加による情報収集

## 5 - 5 公設地方卸売市場施設整備

安全・安心な生鮮食料品等の流通を支えるため、公設地方卸売市場の安定的な運営及び施設整備を進めます。

### 【現状】

松本市公設地方卸売市場は、平成元年（1989年）10月の開場以来、中南信流通圏の広域拠点市場として機能を果たしてきました。しかしながら、開場30年を経過し、機能維持のための施設整備が必要となっています。また、近年では、物流における生鮮食料品等の品質管理のためのコールドチェーン化が求められており、卸売市場においても低温施設の整備が急務となってきています。

市場取扱高は、平成5年（1993年）をピークとして減少傾向にあり、今後の安定した施設の管理と運営を考えると取扱高の向上が必要な状況にあります。

経費の節減、市場活性化等を目的として、平成24年（2012年）4月に指定管理者制度に移行しました。現在、卸売業者5社の出資による松本市場管理株式会社が指定管理者となり、市場の管理運営業務を行っています。

### 【課題】

市場機能維持・向上のための施設整備

- ・ 計画的な施設改修
- ・ 流通ニーズに対応するコールドチェーン化

市場取扱高の向上

市場活性化と安定的な卸売市場の管理運営

### 【施策の方向】

計画的な施設改修とコールドチェーン化 の推進  
安定的な管理運営

### 【施策】

計画的な施設改修・整備

- ・ 市場機能維持に必要な施設改修等
- ・ 市場内業者が行う施設整備等についての必要な措置
- 効率的な施設管理の推進
- ・ 円滑な市場運営と公平性を維持
- ・ 効率的な管理運営による維持管理経費の縮減

### 【期待される効果】

安全・安心な生鮮食料品等の流通の維持・向上  
安定した施設の管理運営  
市場取扱高の向上、市場活性化

### 【指標・目標値】

指 標	実 績	目 標
市場取扱高	3 8 3 億円 (H28)	4 3 0 億円 (H32)

### 【目標に向けた主な取組み】

- ・ 計画的な施設の改修・整備
- ・ 施設指定管理者の管理運営指導



## 6 農山村資源の活用

農林業の営みによって発揮される農業・農村の多面的機能の効果は、地域のみならず本市全体に波及しています。

この農山村の持つ貴重な恵みを様々な視点から活用する施策の展開を図ります。

### 6 - 1 クラインガルテン・農山村体験・森林資源の活用

都市と農村の交流により農山村の活性化の推進を目指します。

#### 【現状】

自然や伝統、文化等の地域特性を生かした松本ならではの滞在型農山村体験の取り組みを促進し、都市と農村の交流により、農山村の活性化の推進を目指しています。

森林の多面的・公益的機能を市民全体の共有財産として、その機能の向上に努めています。

#### ポイント

山間地における農業経営は衰退し、遊休荒廃農地が増加しました。

都市住民を中心に、食の安全性に対する問題意識や農業・農村地域における自然とのふれあいを求める関心が高まっています。

本市では、遊休荒廃農地の有効活用策として、長期間滞在できる市民農園（クラインガルテン）を開設し、新しい形態による地元住民と都市住民との交流を図ってきました。

現在、四賀地区に2カ所、131区画、奈川地区に3カ所、60区画の施設があり、多くの都市住民が訪れるようになりましたが、全国的な新規開設地の増加が見られ、近年の利用率は低下傾向にあります。

J Aとの連携により、藤沢市（姉妹都市）や都市住民を対象としたりんご・ぶどうのオーナー制度事業を実施しています。

#### 【課題】

遊休荒廃農地の活用

都市での農業・農村地域への関心の高まりを活用

森林資源の活用（「8 林業の振興及び森林整備」に掲載）

**【施策の方向】**

- 指定管理者制度による魅力あるクラインガルテン運営  
果樹等オーナー制度を活用した都市住民との交流  
クラインガルテン施設の計画的な維持管理

**【施策】**

クラインガルテン利用者と地域住民との交流  
J Aとの連携によるオーナー制度の実施

**【期待される効果】**

遊休荒廃農地 の活用  
農村の活性化

**【指標・目標値】**

指 標	現 状	目 標
クラインガルテン延べ利用者数	63,674人 (H28)	66,300人 (H32)

**【目標に向けた主な取組み】**

- ・ 既存クラインガルテンを活用した利用者と地域との交流
- ・ 地域協働による都市と農村の交流推進

## 6 - 2 市民農園

市民農園の運営により、市民の生きがいの仕組みづくりを進めます。

### 【現状】

市民農園は、農作物を栽培することを通じて、農業の大切さ、必要性等を知ってもらうとともに、土に触れる喜びを感じるなどの目的で利用されています。

本市では、一般的な市民農園の他に、健康寿命延伸都市創造プロジェクトの一環として開設した作物栽培指導者付きの市民農園や簡易オートキャンプ設備付市民農園を開設しています。

安全・安心な「食」と、健康・生きがいを見出す「農」とを結び付ける市街地型市民農園を開設することで、体と心の健康増進を図ってきました。

### ポイント

市内28カ所にある市民農園は、多くの市民に利用されています。

消費者の価値観の変化や、食物に対するニーズが多様化する中、食物の安全を求めて家庭菜園の利用を希望する人たちが増えています。

### 【課題】

家庭菜園希望者への対応

市民農園の活用による健康増進

市街地における緑の保全

**【施策の方向】**

市民農園の有効活用と適正な管理運営  
市民農園における作物栽培指導

**【施策】**

親しまれる市民農園の運営と維持管理  
作物栽培指導者付き市民農園の運営

**【期待される効果】**

農地の適正利用  
市街地における景観形成  
補完的農業従事者の育成・確保  
農業に対する理解と健康増進

**【指標・目標値】**

指 標	実 績	目 標
市民農園数	28農園 (H28)	28農園 (H32)

**【目標に向けた主な取組み】**

- ・ 健康生きがい市民農園事業
- ・ 市民に親しまれる農園運営と利用促進

### 6 - 3 再生可能エネルギー 活用の促進

松くい虫被害 材や林地残材等の未利用材を有効活用していきます。

また、小水力発電や太陽光発電により、農業生産基盤整備の維持管理経費の軽減を支援します。

#### 【現状】

再生可能エネルギー 活用の環境として、農山村の資源が着目されています。

本市の林内には、松くい虫被害 対策により伐採した被害木や林地残材が、多く残っています。

- 農業用施設を活用した小水力発電や太陽光発電事業が行われています。

#### ポイント

東日本大震災以降、再生可能エネルギー への関心が高まっています。

木質バイオマスは、地域にある身近なエネルギー資源であり、災害時においても地域完結型での活用を図ることができます。

松くい虫被害材は、チップとしての有効活用が期待されています。

- 国では、農業用水路を利用した小水力発電や太陽光発電について、導入から設置までを支援しています。

#### 【課題】

林地残材を薪やチップとして利用するための仕組みづくり

松くい虫被害 材をチップ化し、燃料として利用するための方法と需要拡大及び供給体制の整備

農業用施設を使った発電の売電価格の下落

### 【施策の方向】

林地残材等を有効利用するため、薪ストーブ設置者への支援

公共施設へのチップボイラー導入をきっかけとした民間への導入の促進（環境政策課）

- 土地改良事業を活用して小水力や太陽光の発電施設を設置した者への支援

### 【施策】

林地残材等を活用する利用者を拡大

- ・ 薪ストーブ設置者への補助
  - ・ 意欲ある事業者からなるチップ燃料供給体制構築への支援
- 県営土地改良事業による発電施設の設置の検討

### 【期待される効果】

二酸化炭素削減による地球温暖化の抑制

- 林地残材等の有効活用による林内の整備促進（景観の向上）と価値の創出
- 売電収入による農業用施設の維持管理費の軽減

### 【指標・目標値】

指 標	実 績	目 標
薪ストーブ購入補助台数	-	100台 (H32)
小水力発電施設を実施する地区数	1カ所 (H28)	2カ所完了(H32)
太陽光発電施設を実施する地区数	1カ所 (H28)	1カ所完了(H32)

### 【目標に向けた主な取組み】

- ・ 林地残材等を薪として有効利用するため、林業事業者 と連携
- ・ 松くい虫被害 材をチップ燃料として活用していくため、関係事業者と協議
- ・ 土地改良事業による施設整備

# 7 鳥獣の生息管理

野生鳥獣による農林作物への被害対策を「鳥獣生息管理」という観点で捉えた施策の展開を図ります。

## 7 - 1 被害防除

農家経営意欲を減退させる野生動物・鳥類による農作物被害削減を促進します。

### 【現状】

鳥獣による農林業被害は、中山間地域等を中心に全国的に深刻化しています。

中山間地域では、野生動物による農作物被害が発生しています。

平坦地では、鳥類による被害が発生し、農家の経営に影響を及ぼしています。

### ポイント

国は、平成20年度（2008年度）に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進する「農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興を目的に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）を制定しました。

本市では、この法律に基づいて松本市鳥獣被害防止計画を策定し、銃器・檻による捕獲対策、電気柵等の設置による防除対策、緩衝帯整備による生息環境管理など、鳥獣被害の削減に向けた総合的な対策をしています。

平成21年度（2009年度）から、地域住民との協働により、農地と里山の境に野生動物の侵入を防ぐための防護柵を設置し、平成28年度（2016年度）末までに175キロメートルの防護柵の設置が進められ、大きな効果が見られています。

未設置地区では、被害が増加していることから、引き続き防護柵を設置する必要があり、防除に当たっては、集落ぐるみの取組みが必要です。

### 【課題】

中山間地域の野生動物による農作物被害防止

平坦地の野鳥による農作物被害防止

クマ等野生動物を寄せ付けない環境づくり

### 【施策の方向】

地域住民との協働による防護柵 設置・維持管理  
野生動物を寄せ付けない環境づくり

### 【施策】

野生鳥獣被害防止対策の充実強化

- ・ 防護柵 の設置
- ・ 野生動物の生態や集落ぐるみで取り組む被害防除についての学習会  
集落ぐるみの被害防除対策の推進
- ・ 学習会を継続して開催し、防護柵 の設置を推進
- ・ 集落ぐるみの面的な取組みの集落等捕獲隊推進
- ・ 被害防除未実施地区の解消

### 【期待される効果】

生活環境の保全  
被害軽減による営農意欲の向上  
住民協働意識の高揚

### 【指標・目標値】

指 標	実 績	目 標
獣害防護柵 の設置延長	1 7 5 km (H28)	1 8 5 km (H32)
農林業被害額	4 6 , 3 2 2 千円 (H28)	4 1 , 0 0 0 千円 (H32)

### 【目標に向けた主な取組み】

- ・ 農産物生産振興対策事業
- ・ 農林業有害鳥獣対策事業
- ・ 地域住民との協働による防護柵 設置事業
- ・ 生息環境管理（緩衝帯整備）事業



## 7 - 2 個体数調整

鳥獣被害防止計画を策定に基づく総合的な対策により鳥獣被害の削減に努めます。

### 【現状】

鳥獣による農林業被害は、中山間地域等を中心に全国的に深刻化しています。  
中山間地域では、野生動物による農作物被害が発生しています。  
平坦地では、鳥類による被害が発生し、農家の経営に影響を及ぼしています。

### ポイント

国は、平成20年度（2008年度）に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進する鳥獣被害防止特措法を制定しました。

本市では、この法律に基づいて松本市鳥獣被害防止計画を策定し、銃器・檻による捕獲対策、電気柵等の設置による防除対策、緩衝帯整備による生息環境管理など、鳥獣被害の削減に向けた総合的な対策を講じています。

猟友会員の高齢化が進み、60歳以上の会員が全体の約7割を占めており、新規会員の確保が急務となっています。

平成23年度（2011年度）から、新規銃砲所持許可取得に係る経費を補助し、有害鳥獣駆除従事者確保に取り組んでいますが、鳥獣による人身被害や農林業被害を防止するためには、関係部局と一層の協力体制による総合的な対策が求められています。

山林に近接する集落等では、クマの出没が多発し、安心して外出できないなど市民生活に影響を及ぼしています。

### 【課題】

鳥獣による農林被害防止  
猟友会員の高齢化、新規会員の確保

### 【施策の方向】

被害防除と並行した総合的な対策

### 【施策】

松本市鳥獣被害防止計画に基づく対策

- ・ 捕獲された個体の有効利用
- ・ 銃器、檻による捕獲対策、電気柵等の設置
- ・ 緩衝帯整備による生息環境管理
- ・ 侵入防止柵と緩衝帯整備事業を組み合わせた総合的な対策

有害鳥獣駆除計画の推進

- ・ 有害鳥獣捕獲の推進、猟友会員の確保に向けた負担軽減の支援
- ・ 各地区において集落等捕獲隊組織を結成
- ・ 新規銃砲所持許可取得に係る経費を補助
- ・ 鳥獣被害対策実施隊員へ任命し、公務災害の適用及び技能講習免除等の有害鳥獣駆除従事者への負担軽減

### 【期待される効果】

被害軽減による営農意欲の持続  
生活環境の保全  
住民の安全確保

### 【指標・目標値】

指 標	実 績	目 標
ニホンジカの捕獲数 (個体数の適正化 八ヶ岳個体群)	1,377頭 (H28) (10,904頭 (H28))	1,700頭 (H32)
集落捕獲隊の設置数	4地区 (H28)	6地区 (H32)

### 【目標に向けた主な取組み】

- ・ 農産物生産振興対策事業
- ・ 農林業有害鳥獣対策事業
- ・ 松本市鳥獣被害防止計画の推進
- ・ 有害鳥獣駆除計画の推進
- ・ 鳥類の隣接市村との共同捕獲

## 8 林業の振興及び森林整備

本市総面積の80パーセントを占める森林は、本市全体に多種多様な恩恵を与えてくれる、かけがえのない市民共通の財産です。

平成29年（2017年）4月に変更策定した松本市森林整備計画に基づき、森林の持つ多面的な機能が、総合的かつ高度に発揮される状態が持続できるように施策の展開を図ります。

### 8 - 1 森林造成

適切な森林整備を計画的に実施することにより、多面的機能の維持・増進を図ります。

#### 【現状】

森林は林産物を生産するだけでなく、水源のかん養、土砂災害の防止といった多面的な機能を持っています。

造林（植栽）や保育（下刈、除伐、間伐）によって、市民全体の共有財産である森林の持つ機能を維持・増進します。

戦後、造成された人工林が、資源として利用可能な時期を迎えています。

#### ポイント

森林所有者の高齢化や不在地主の増加によって、境界が分からない森林が増加し、森林の集約化や面的な森林整備が困難な状況となっています。

一方で、水源のかん養、地球温暖化防止など、森林の持つ多面的機能の維持・活用への理解と期待が高まっています。

主伐期を迎えていることから、森林の循環を踏まえた計画的な再造成が必要となります。

#### 【課題】

森林資源の保全・整備・活用

間伐材の利用促進

主伐・更新の取組み

## 【施策の方向】

森林整備の促進  
市有林の適正管理  
間伐材の利用促進  
主伐・更新施業の推進  
森林の資源構成の平準化

## 【施策】

- 搬出間伐の推進
- ・ 国の森林・林業再生プランによる間伐材利用の推進
  - ・ 高性能林業機械の導入支援や路網整備の推進
  - ・ 間伐材の有効活用のための情報収集
- 森林整備の推進
- ・ 県補助を受けた私有林、財産区森林造成事業における嵩上げ補助
  - ・ 市有林造林事業の実施

## 【期待される効果】

間伐材の利活用  
森林資源の保全  
災害発生防止

## 【指標・目標値】

指 標	実 績	目 標
間伐 目標面積	1 5 9 ha (H28)	2 8 0 ha (H32)

## 【目標に向けた主な取組み】

- ・ 森林造成事業（森林造成事業・市有林造成事業）
- ・ 森林経営計画策定への支援

## 8 - 2 里山づくり

市民や企業等の参加による里山づくりを推進します。

### 【現状】

森林は社会全体の共通財産であり、多面的な機能を持つことから、市民の森林に対する関心を高めていくことが重要です。

森林をフィールドとした市民活動も広がりを見せており、市民及び企業参加型の森林整備を進めることで、里山の再生が期待されます。

県が地域や企業と連携を図り森林整備を進める「森林（もり）の里親促進事業」を活用して、5つの地域と企業が里山づくりに取り組んでいます。

### ポイント

里山のほとんどが零細な私有林であり不在地主も多く、個人の境界が不明確となり里山の集約化が進まず、面的な森林整備が困難な状況となっています。

地域の方が、地域の山に関心を寄せ、協働して里山づくりをしていくことが、重要です。

### 【課題】

森林へ関心を高めるため取組み

参加企業への仲介と活動フィールドの確保

安全作業の指導

## 【施策保の方向】

市民及び企業参加型里山再生事業の促進

## 【施策】

市民の森整備事業の促進

- ・ 市民ボランティアを組織（岡田地区芥子坊主山で実施）
- ・ 市民と共に行う里山づくり整備  
森林（もり）の里親促進事業の推進
- ・ 地域と企業を結び付けるための支援
- ・ 地域と企業が協働で行う里山づくり

## 【期待される効果】

市民の森林に対する関心の高まり  
里山環境の保全

## 【指標・目標値】

指 標	実 績	目 標
市民の森整備事業参加者	1 1 6 人 (H28)	5 0 0 人 (累計) (H32)

## 【目標に向けた主な取組み】

- ・ 市民活動への支援
- ・ 森林・林業グループへの支援
- ・ 県との連携
- ・ 市民ボランティアの安全教育と新たな活動場所の調査・確保

### 8 - 3 松くい虫防除

松くい虫被害 の拡大を防止するため、森林病虫害防除法に基づき駆除を実施します。

#### 【現状】

松くい虫被害 は、平成16年(2004年)に本市で初めて確認され、平成23年度(2011年度)より被害が激増し、現在では、安曇・奈川地区を除く市内全域に拡大しています。

被害の拡大を防止するため、森林病虫害等防除法や平成24年度(2012年度)に策定した松本市松くい虫被害 対策基本方針に基づき、各種対策を組み合わせ総合的に行っています。

しかしながら、急激に被害が拡大しており、市民生活への影響も懸念されます。

#### ポイント

四賀、岡田、本郷、里山辺及び入山辺地区では、住民主体で組織する松くい虫被害対策協議会が組織され、具体的な対策の協議が進められています。

地域として「守るべき松林」の明確化を行い、各地区の実情等を踏まえ、伐倒駆除、薬剤散布、更新伐、樹幹注入等を組み合わせた総合的な対策が必要です。

- 松くい虫被害 調査において、先駆的な取り組みとして、JAXA及び信州大学と連携し、衛星画像を活用したリモートセンシング調査を行っています。
- 平成25年度(2013年度)より四賀地区で実施している薬剤散布においては、安全確認調査を実施するとともに、枯損木調査を実施し効果を確認しています。

#### 【課題】

松くい虫被害 の戦略的拡大防止  
地形や地質など地域特性による対策の制限  
地域住民の理解と協力

## 【施策の方向】

地域の特性を踏まえ、伐倒駆除、薬剤散布、更新伐、樹幹注入等を組み合わせた総合的な対策の推進

松くい虫被害 対策協議会と連携した対策推進

県（試験研究機関含む。）との連携強化

松くい虫の予防や防除に関する普及啓発、研修会の開催

- 微害地での早期松くい虫被害 対策協議会の設立及び対策の推進
- 個人等への樹幹注入及び枯損木伐採への補助
- 市町村間での情報共有、連携した対策の推進
- 保安林 での治山事業の実施

## 【施策】

松本市松くい虫被害 対策基本方針に基づいた対策の実施

- ・ 国が定める森林病虫害防除法に基づき松林の区分（守るべき松林、周辺松林、その他の松林）を地区対策協議会と作成し、区分に応じた対策を実施
- ・ 薬剤散布については、県の「防除実施基準」「農薬の空中散布の今後のあり方」に基づき、人体及び環境への安全性に配慮し実施
- ・ 薬剤散布実施に伴う、周辺での気中濃度調査及び水質濃度調査結果の公表

## 【期待される効果】

被害拡大防止

生活環境保全

## 【指標・目標値】

指 標	実 績	目 標
松くい虫被害 対策協議会数	4 団体 (H28)	6 団体 (H32)
松くい虫被害 木伐倒駆除量	2 , 6 7 1 本 (H28)	3 , 5 0 0 本 (H32)

## 【目標に向けた主な取組み】

- ・ 松くい虫被害 対策事業の実施
- ・ 地区対策協議会設立支援
- ・ 出前講座や講習会の実施
- ・ 県と連携強化した効果的な被害拡大防止対策
- ・ 保安林における治山事業の推進



## 8 - 4 地域材の利用

松本産カラマツを始めとする地域材の活用を推進します。

### 【現状】

木材（地域材）の利用を推進し、資源循環型社会の形成、地域経済の活性化が必要とされています。

本市の民有林には、利用可能な樹齢50年を超えたカラマツが多数存在し、所有者、林業者から、その利活用が期待されています。

### ポイント

平成23年度（2011年度）に「松本市の公共建築物・公共土木工事等における地域材利用方針」（以下「地域材利用方針」という。）を策定しました。

地域材利用方針に沿い、市が行う公共建築物や土木工事等において、積極的な地域材使用を進めます。

カラマツを主とする地域の木材を、公共施設だけでなく、市民が使う取り組みも必要です。

### 【課題】

利用時期を迎えた地域材の活用方法

地域材の高付加価値化と販路開拓

地域材の需要拡大

### 【施策の方向】

カラマツ材利活用方法の検討  
カラマツ材のPRと利用促進  
林業の循環モデル事業検討

### 【施策】

地域材利用方針に沿った取組みの推進

- ・ 公共建築物などへの地域材活用
- ・ 庁内関係課による連絡会議を開催し、計画と実績を検証  
多角的、持続的な取組みの推進
- ・ 住宅建築へのカラマツ材利用の助成制度の創設
- ・ 安定供給に向けた、市有林、財産区有林での主伐の検証
- ・ 工務店、設計事務所等との連携

### 【期待される効果】

森林・林業の適正な循環  
新たな雇用創出  
森林資源の平準化

### 【指標・目標値】

指 標	実 績	目 標
地域材を利用した公共建築物・ 公共土木工事等の事業数	4 施設 (H28)	6 施設 (累計) (H32)
住宅建築へのカラマツ材利用の 助成制度の利用者数	-	60 件 (累計) (H32)

### 【目標に向けた主な取組み】

- ・ 本市の公共建築物・公共土木工事等における地域材利用の推進
- ・ カラマツ材販路拡大事業の推進

## 8 - 5 治 山

災害に強い森林づくりを目指すため、治山事業を推進します。

### 【現状】

災害に強い森林づくりを目指すため、事業主体である県と協力して事業要望箇所の取りまとめや事業の周知、保安林 の指定等を行い、治山事業を推進しています。

森林法及び地すべり等防止法により、治山施設の設置や森林整備等の治山事業を行っており、本市では、現地踏査、地元要望等の調整を行い、県へ要望しています。

治山事業の目的や山地災害の防止等について、県と連携を図り、地域住民へ周知しています。

治山事業の実施には、保安林 の指定が必要条件となっており、本市では、県とともに権利者や地元関係者に対する調整を行い、計画的な保安林 指定を進めています。

### 【課題】

治山事業要望箇所の調整

県と連携した保安林 指定、治山事業の推進

治山事業の目的や山地災害の防止等の地域住民への周知

**【施策の方向】**

地域要望の取りまとめ  
県と連携した治山事業の実施

**【施策】**

県との連携による事業促進

**【指標・目標値】**

指 標	実 績	目 標
治山事業により保全される集落数 <sup>注1</sup>	3 6 1 集落 (H28)	7 0 0 集落 (H32)

<sup>注1</sup> 長野県総合5か年計画2013、長野県森林づくりアクションプランによる長野県全体の数値

**【目標に向けた主な取組み】**

- ・ 要望のとりまとめ、現地踏査、地元調整及び県要望
- ・ 保安林 指定の推進

## 8 - 6 路網整備

森林整備の基盤施設である路網の整備を計画的に推進します。

### 【現状】

戦後植林された木が収穫期を迎えていることから、「森林・林業再生プラン」の策定により、搬出間伐 が補助事業の主体となりました。

木材価格の好転が難しいことから、素材生産の生産性を高め、低コスト林業を目指すことが林業に求められています。

その実現のためには、効率的な作業を行うための基盤整備として、高密度の路網整備が不可欠となっています。

### ポイント

林道は、林内路網の幹線となる道路で、林道規定に基づいて整備された恒久的な自動車道であり、森林整備や木材搬出のための基盤施設としての役割のほか、山村地域の生活道路としての役割も果たしています。森林施業の効率化、通行車両の安全確保を図るために、開設、改良工事を計画的に進めていく必要があります。

林道を補完し、路網を構成する道路として、林業専用道、森林作業道があります。

### 【課題】

森林整備や木材搬出のための基盤施設としての林道等の整備  
生活道路や観光道路としても利用される林道の老朽化

## 【施策の方向】

松本市森林整備計画に基づく計画的な整備

## 【施策】

効率的な作業システムの構築と適正な維持管理

- ・ 地形・地質等の地域特性に適合した作業システム構築と普及推進
- ・ 低コストな林業を目指すための高密度路網整備
- ・ 高性能林業機械の導入と効率的な作業システム普及
- ・ 路網が作設された後の適正な維持管理
- ・ 老朽化が進む生活、観光林道の改修

## 【期待される効果】

効率的な森林施業

低コスト林業

生産性の向上

安全かつ経済的で継続性のある森林整備

## 【指標・目標値】

指 標	実 績	目 標
林道延長	2 8 7 , 4 2 5 m (H28)	2 8 8 , 0 5 3 m (H32)
森林作業道延長	1 0 . 4 k m (H28)	5 0 k m (累計) (H32)

## 【目標に向けた主な取組み】

- ・ 補助林道整備事業
- ・ 県単林道事業
- ・ 林道の開設及び改良の推進
- ・ 搬出間伐 計画の調整及び推進